

龍ヶ崎市指定金融機関業務仕様書

1 件名

龍ヶ崎市指定金融機関業務仕様

2 目的

本業務は、龍ヶ崎市において指定金融機関が取り扱う公金の収納並びに支払いの事務等を安定的に継続させることを目的とする。

3 履行場所

龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市 会計課

4 契約期間

令和 9 年 10 月 1 日から

5 業務の内容

龍ヶ崎市は、公金の収納や支払いを適正かつ迅速に行うため、地方自治法第 235 条第 2 項の規定に基づいて指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、同法及びその他の関係法令並びに龍ヶ崎市財務規則その他の規定に従い、公金の収納業務、支払業務及びこれに係る預金の取扱い等を委託する。詳細は、指定金融機関業務要件確認書のとおり。

- (1) 派出窓口の設置と職員の派遣
- (2) 公金の収納
- (3) 公金の支払
- (4) 日報及び収支日計表
- (5) E B システムによる公金取扱い
- (6) 残高証明書の発行
- (7) ゆうちょ銀行口座からの収納処理
- (8) 市の資金調達や資金運用への対応
- (9) 指定金融機関業務の効率化の提案

6 収納代理金融機関との協定及び指導等

- (1) 指定金融機関は、公金取扱業務の円滑な遂行を図るため、収納代理金融機関と必要に応じて収納取扱い業務に係る協定等を締結し、収納代理金融機関に対して適宜の指導や連絡調整を図り、龍ヶ崎市財務規則の規定を遵守させるとともに、公金の出納に関する事務取扱いについて、すべての責任を負うこと。
- (2) 指定金融機関は、前号の協定等を締結したとき、又は当該協定内容を変更したときは、速やかに当該協定書の写しを添えて、その旨を龍ヶ崎市に届け出ること。

7 資金運用

指定金融機関は、公金の管理・運用について、確実かつ有利で効率的な運用のサポートをすること。

- (1) 金利の動向や情勢、ディスクロージャーに関する情報や資料について、積極的に提供し、運用等の助言をすること。
- (2) 公金は、指定金融機関をはじめ複数の金融機関に預託することになるが、預け入れ利率等について、指定金融機関として可能な限り優遇条件を提示するよう努めること。

8 下水道事業会計

地方公営企業法に基づく下水道事業会計に係る出納についても、龍ヶ崎市と同様に取り扱うこと。

9 馴馬財産区

馴馬財産区会計に係る出納についても、龍ヶ崎市と同様に取り扱うこと。

10 年間経費

- (1) 納付書による収納
- (2) 振込手数料
- (3) 訂正手数料・組戻手数料
- (4) 派出窓口委託料
- (5) 資金移動・照会パソコンサービス契約料
- (6) 資金移動・照会パソコンサービス利用料
- (7) 法人インターネットバンキング利用料

年間経費は、協定締結の概ね3か月前に、協議のうえ決定する。

11 年間経費の支払時期及び方法

年間経費は、指定金融機関の請求に基づき、前期分（10月1日から翌年3月31日まで）を5月末日までに、後期分（4月1日から9月30日まで）を11月末日までに支払うものとする。ただし、資金移動・照会パソコンサービス契約料については、利用開始月の翌月までに支払うものとする。

12 収納及び支払いに係る費用

10に記載する経費を除き、公金収納情報データ作成に係る手数料、口座振替（引落し）に係る取扱手数料、コンビニ収納サービスに係る手数料等については、必要に応じて別途協定を締結し、それ以外に関しては無償とする。

13 損害賠償

公金取扱業務において、指定金融機関の故意又は過失によって龍ヶ崎市に損害を及ぼしたときは、指定金融機関はその損害の賠償に応じなければならない。

14 指定金融機関の担保

指定金融機関は、地方自治法施行令第168条の2第2項の規定により、責務として、龍ケ崎市長が指示する金額（現金1,000万円）を担保として提供すること。

15 担保権の行使

龍ケ崎市は、13に規定する事案が生じたときは、14で規定する担保を賠償に充当し、なお不足するときは、これを追徴するものとする。

16 仕様の変更・指定金融機関の指定の解除

(1) 龍ケ崎市は、指定金融機関において、指定金融機関としての事務及び収納代理金融機関の総括又は公金の取扱いについて、仕様に違反又は不都合の所為があった場合、この仕様の一部又は全部を変更し、又は指定金融機関の指定を解除することができるものとする。

(2) 前号の事由による仕様変更又は指定解除に際し、指定金融機関に損害が生じても、龍ケ崎市はその損害の責を負わない。

17 事務引継、担保の返還

(1) 16の規定による指定金融機関の指定が解除されたときは、指定金融機関に属する事務の全部及び公金を龍ケ崎市の指定する期間内に龍ケ崎市の指定する者に引き継がなければならない。

(2) 15で規定する担保権の行使が行われない場合においては、引継ぎが完了した後、龍ケ崎市は14の規定により提供された担保を速やかに当該指定金融機関に返還するものとする。

18 守秘義務

指定金融機関は、この業務に関し知り得た龍ケ崎市の業務上の秘密を外部に漏らし、又は利用してはならない。

19 個人情報の取扱い

本業務に関する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報を取り扱う業務の委託に関する特記仕様書」のとおりとする。

20 その他

① 龍ケ崎市は、指定金融機関が5に定める業務を遂行するに当たり、必要な資料等を紙又は電子媒体で提供する。

② 指定金融機関は、5に定める業務の一環として、龍ケ崎市からの質疑に対応すること。指定金融機関の派出窓口において解決できない事項については、指定金融機関は問合せ先をあらかじめ定め、誠意をもってこれに対応すること。

③ 指定金融機関は、法令等の定める規定を遵守し、公金取扱業務を厳正、迅速かつ的確に行うこと。

④ 本業務の履行に当たって必要な旅費交通費は、受注者の負担とする。

⑤ 龍ケ崎市は、指定金融機関に対し、電話機1台を無償貸与し、使用に係る費用は請求しない。

- ⑥ 龍ヶ崎市は、指定金融機関が業務を遂行するに当たり、必要とする光熱水費は請求しない。

21 協議事項

本仕様に定めのない事項については、龍ヶ崎市と指定金融機関で協議するものとする。